

岩手県告示第467号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成27年5月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 解除予定保安林の所在場所 岩手郡葛巻町葛巻第51地割字安孫19の87、19の89から19の91まで、19の88（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かんよう</sup>

(3) 解除の理由 林道用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 岩手郡葛巻町葛巻第51地割字安孫19の88（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かんよう</sup>

(3) 解除の理由 指定理由の消滅

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び葛巻町役場に備えておいて縦覧に供する。